

八王子市空き家の適正管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市規則第17号

八王子市空き家の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市空き家の適正管理に関する条例（平成24年八王子市条例第48号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第6条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）によるものとする。

(指導及び勧告)

第3条 条例第8条第1項に規定する指導は、指導書（第2号様式）を交付して行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する勧告は、勧告書（第3号様式）を交付して行うものとする。

(命令)

第4条 条例第9条に規定する命令は、命令書（第4号様式）を交付して行うものとする。

(公表)

第5条 条例第10条第1項の市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 空き家の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第10条第1項の規定による公表は、公告、市が発行する広報紙への掲載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

3 条例第10条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該意見を述べる機会までに相当な期間において、当該意見を述べる機会を与える者に対し、その旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、書面により意見を述べることができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

	第	号
	身 分 証 明 書	
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の者は、八王子市空き家の適正管理に関する条例第6条第2項に規定する立入調査を行う職員であることを証する。	
年 月 日 発行	八王子市長	印

第2号様式（第3条関係）

指 導 書

第 号  
年 月 日

様

八王子市長

印

八王子市空き家の適正管理に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり指導します。

なお、この指導に従わなかったときは、八王子市空き家の適正管理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、勧告することがあります。

記

空き家の所在地	
空き家の状態	
指導の内容	
指導の理由	
指導の履行期限	

第3号様式（第3条関係）

勸告書

第 号  
年 月 日

様

八王子市長

印

八王子市空き家の適正管理に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり勸告します。

なお、この勸告に従わなかったときは、八王子市空き家の適正管理に関する条例第9条の規定に基づき、相当の期間を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることがあります。

記

空き家の所在地	
空き家の状態	
勸告の内容	
勸告の理由	
勸告の履行期限	

第4号様式（第4条関係）

命 令 書

第 号  
年 月 日

様

八王子市長

印

八王子市空き家の適正管理に関する条例第9条の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わなかったときは、八王子市空き家の適正管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、氏名又は名称その他八王子市空き家の適正管理に関する条例施行規則第5条第1項で定める事項を公表することがあります。

記

空き家の所在地	
空き家の状態	
命令の内容	
命令の理由	
命令の履行期限	

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八王子市長に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この決定については、この決定（(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) (1)の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。
- (4) (2)の場合において、この決定（(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。